平成２４年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市本名町2280番地９
破産者　前田ちえみ
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
開始決定時の住所北海道旭川市東光５条９丁目１番３号
破産者　武田　修一
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
盛岡市東安庭１丁目６番12号　コーポいずみ102号
破産者　村松　修二
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３０号
宮城県柴田郡柴田町大字入間田字屋敷沢46番地
破産者　半沢　洋子
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１７４号
群馬県藤岡市上戸塚127番地14
破産者　高橋　行男
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１１号
埼玉県所沢市大字北秋津266番地　グリーンパレス所沢102
破産者　金谷　慈文
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１２号
埼玉県所沢市大字北秋津266番地　グリーンパレス所沢102
破産者　金谷　七美
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９６号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地１街区23棟102号
破産者　遠藤　　斉
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５５３号
神奈川県藤沢市善行６丁目７番９号　ルミエールＢ101号、申立時の住所神奈川県大和市福田１丁目18番地７
破産者　今崎　康行
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４５号
横浜市港南区港南４丁目４番５号
破産者　小林　宏征
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６号
神奈川県平塚市花水台32番32―208号
破産者　川合　英樹
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２２号
静岡県浜松市中区泉２丁目２番44号　マエフジマンション201
破産者　小池　司郎
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番５―401号
破産者　米重　和子
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４８９号
熊本市南区御幸笛田４丁目７番13号
破産者　金森　宏一
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６１号
大分市大字佐賀関750番地の68
破産者　山形　　昇
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
大分県中津市耶馬溪町大字平田1381番地２
破産者　間所　直政
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第５５４号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地５―403
破産者　岡　　大助
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５７３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷324番地１　ビューティハイム金子107号
破産者　平松　祥樹
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９９号
埼玉県飯能市大字新光50番地30
破産者　信太　金昌
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２８号
千葉県市原市五井1636番地１　グランシャリオ102
破産者　蓑島　正行
１　決定年月日　平成24年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係